

## 外国人登録証明書の有効期限

在留の資格	年 齢		有 効 期 限
特別永住者	16歳以上	次回確認の基準日(注1): 2015年7月9日以降	次回確認の基準日まで
		次回確認の基準日(注1): 2015年7月8日以前	2015年7月8日まで
	16歳未満		16歳の誕生日まで
永住者 (注2)	16歳以上		2015年7月8日まで
	16歳未満		①2015年7月8日 ②16歳の誕生日 ①, ②のいずれか早い日まで
特定活動(4・5年)(注3) (注2)	16歳以上		①2015年7月8日 ②在留期限 ①, ②のいずれか早い日まで
	16歳未満		①2015年7月8日 ②在留期限 ③16歳の誕生日 ①, ②, ③のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格 (注2)	16歳以上		在留期限
	16歳未満		①在留期限 ②16歳の誕生日 ①, ②のいずれか早い日まで

(注1) 「次回確認の基準日」とは、外国人登録証明書の顔写真の横に書かれている日にちのことです。

(注2) 有効期限前に、外国人登録法で定められた次回確認の基準日が来ても、在留カードに切り替える必要はありません。

(注3) 4年、もしくは5年の在留期間を持つ場合のみです。特定活動であっても、在留期間が3年以下の場合は、「上記以外の在留資格」をご確認ください。